

**要件**

- ・世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額(保険金・損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の30%以上であること
- ・世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
- ・減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

**次の場合は減免の対象にはなりません。**

- ・新型コロナウイルス感染症の影響でない場合(例：懲戒解雇や昨年中の離転職が主な原因となって収入減少した場合等)
- ・世帯の主たる生計維持者の減免を受けようとする前年の事業所得が0円以下であった場合
- ・現在の非自発的失業者(倒産・解雇等の理由で離職され雇用保険を受給された方)の国保税軽減制度の対象になっている場合(国民健康保険税のみ)

**申請方法** 保険年金課窓口で直接または郵送でお申し込みください。

**申請期間** 7月12日(火)～令和5年3月31日(金)

**【国民健康保険税】**

**減免の対象** 令和4年度国民健康保険税

**申請に必要な書類**

- ①国民健康保険税減免申請書(様式第1号)
- ②事業収入等申告書(様式第2号)または給与証明書(様式第3号)
- ③令和4年中(1月～提出時点まで)の収入を証する書類
- ④令和3年中の収入を証する書類(令和3年分の確定申告書の控えまたは源泉徴収票等)
- ⑤事業廃業の場合は、「個人事業の開業・廃業等届出書」(税務署提出の控え)等
- ⑥診断書(主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯のみ)
- ⑦その他事実を確認できる書類
- ⑧国民健康保険の資格確認ができるもの(保険証)
- ⑨申請者の本人確認ができるもの(運転免許証・マイナンバーカード等)

※上記の様式は窓口で配布または市のホームページよりダウンロードできます。

**【後期高齢者医療保険料】**

**減免の対象** 令和4年度後期高齢者医療保険料

**申請に必要な書類**

- ①後期高齢者医療保険料減免申請書(様式第1号)
- ②後期高齢者医療保険の資格確認ができるもの(保険証)
- ③申請者の本人確認ができるもの(運転免許証・マイナンバーカード等)  
(収入に応じて減免の場合)
- ④新型コロナウイルス感染症の影響による主たる生計維持者の収入の減少に関する申立書(様式第6号)
- ⑤令和4年中(1月～提出時点まで)の収入を証する書類
- ⑥令和3年中の収入を証する書類(令和3年分の確定申告書の控えまたは源泉徴収票等)
- ⑦給与証明書(様式第3号)、事業収入申告書(様式第4号)、収入(無収入)申告書(様式第5号)のいずれか
- ⑧その他事実を確認できる書類(事業等の廃止や失業の場合には公的機関への休業または廃業の届出書の写しもしくは失業を証する書類等)  
(主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯のみ)
- ⑨新型コロナウイルス感染症の影響による主たる生計維持者の被害に関する申立書(様式第2号)
- ⑩診断書等事実を証する書類

※上記の様式は窓口で配布または市のホームページよりダウンロードできます。